

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 鴛海 豊

## 1 日 時

令和3年12月7日（火） 午後1時00分から  
午後3時05分まで

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席した委員の氏名

鴛海豊、吉村哲彦、三浦正臣、麻生栄作、原田孝司、小嶋秀行、猿渡久子

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

守永信幸、平岩純子

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 岡本天津男、警察本部長 松田哲也 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- （1）第112号議案については、可決すべきものと賛成多数をもって決定し、第113号議案から第115号議案及び第116号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- （2）第106号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- （3）陳情33及び34について質疑を行った。
- （4）第三次大分県特別支援教育推進計画について、県教育委員会の障がい者雇用について及び令和4年大分県警察年頭視閲式の開催についてなど、執行部から報告を受けた。
- （5）閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- （6）県内所管事務調査について協議した。

## 9 その他必要な事項

な し

## 10 担当書記

議事課委員会班 主任 松井みなみ  
政策調査課調査広報班 主任 麻生ちひろ

# 文教警察委員会次第

日時：令和3年12月7日（火）13：00～

場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 教育委員会関係

13：00～14：15

### (1) 付託案件の審査

第112号議案 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

第113号議案 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

第114号議案 工事請負契約の変更について

第116号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第11号）（本委員会関係部分）

### (2) 諸般の報告

①第三次大分県特別支援教育推進計画について

②県教育委員会の障がい者雇用について

③教職員の懲戒処分について

④大分県立佐伯鶴城高校における清掃活動中の転落事故について

### (3) その他

## 3 警察本部関係

14：15～15：00

### (1) 合議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会）

第106号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

### (2) 付託案件の審査

第115号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について  
（土木建築委員会へ合議）

### (3) 付託外案件の審査

陳 情 33 テクノロジー犯罪への理解と法整備及び被害者救済について

陳 情 34 嫌がらせ犯罪への理解と法整備及び被害者救済について

### (4) 諸般の報告

①令和4年大分県警察年頭視閲式の開催について

②運転免許試験場における試験日程の変更について

### (5) その他

## 4 協議事項

15：00～15：10

### (1) 閉会中の継続調査について

### (2) 県内調査について

### (3) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**鴛海委員長** ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日は、委員外議員として守永議員、平岩議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案5件、総務企画委員会から合い議があった議案1件及び陳情2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより教育委員会関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

それでは、第112号議案及び第113号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について一括して執行部の説明を求めます。

**岡本教育長** 初めに私から一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆さまには、日頃から教育行政の推進に様々な御尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本日は、付託案件4件、諸般の報告4件について説明、報告します。

関係事項はそれぞれ担当課長から御説明します。

**山上教育財務課長** 委員会資料の1ページを御覧ください。

第112号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正についての国東高校双国校の閉校について御説明します。

1のこれまでの経緯にあるように、双国校では令和2年度入学者から既に募集を停止しています。現在は、3年生が残るのみで、令和3年度末の卒業をもって閉校とするため、今回条例改正を行うものです。

2の募集停止及び閉校の理由ですが、県立高校の募集停止基準である、2年連続して在籍生徒数が総入学定員の3分の2未満の状態が、平成29年から令和元年まで3年連続で続いたこ

と。また国見、姫島地域の中学校卒業予定者数の状況から、今後の入学者増加の見通しが難しいこと。さらに本校と一体化することで、部活動や専門科目の充実など、さらなる教育環境の整備を図ることから、地元説明会及び常任委員会での説明を行った上で募集停止を決定しました。

3の双国校募集停止後の対応についてですが、まず、令和2年度、双国校総合ビジネス科の発展・継承を図るため、国東高校にビジネスITコースを新設しました。加えて、県内唯一の環境土木科を新設するとともに、国東高校への通学を可能とする交通機関や寄宿舎など、学習環境、生活環境の整備を行ってきました。

4の施行期日は、令和4年4月1日です。

今後とも、双国校が取り組んできた、地域と連携した学びの継承を図るとともに、国東高校における教育環境の整備に一層努めます。

次に、第113号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正についての県立聾学校の移転について御説明します。

委員会資料の2ページを御覧ください。

1の改正内容ですが、県立聾学校が盲学校敷地へ新築移転することに伴い、設置条例中の住所変更を行うものです。

2の改正理由ですが、左側の背景にあるように、盲学校・聾学校では在籍者数の減少や、施設・設備の老朽化が、大分市内の知的障がい特別支援学校においては、在籍者数の増加による教室不足や、一般就労を目指す生徒の職業教育の充実などの課題がありました。

この課題を解決するため、第三次大分県特別支援教育推進計画において方針が示され、まずは聾学校校舎の新築移転を行い、その跡地を活用した特別支援学校の新設に向けて、準備を進めています。

3の学校の概要については、記載のとおりです。

4の施行期日は、令和4年4月1日としてい

ます。聾学校の幼児、児童生徒や保護者、関係者の皆さまに前もってお知らせするとともに、移転準備を円滑に進めていきます。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**猿渡委員** 双国高校の廃止についての意見ですが、国東でも少子化対策とか移住の取組などを行っている中で、地域に学校がなくなるのは、少子化に拍車をかけるものだと、人口減少対策に取り組んでいる中でそれに矛盾するものだと考えています。

**麻生委員** ちょっと質問ですが、議案そのものに対してこれまで随時説明を受けてきていますが、例えば、双国校の閉校とか特別支援学校の移転等基本的な部分で、特別学校だったら特別支援教育推進計画に基づくとか、県立学校の募集停止基準については長期教育計画になるのかとか、原案を提案されるにあたっての議論の中核について、再度詳しく説明してもらっていいですか。教育委員が議論してそういう計画を上げてきているのか、その基本的な基盤となるプロセスをもう少し詳しく説明してもらっていいでしょうか。

**三浦高校教育課長** 高等学校の閉校等の部分については、定員の策定を毎年のように行っているのが一つあります。その中で、定員の充足状況等を勘案しながら、慎重に閉校するか議論を教育委員会ですでにいただいて、そこで決めていく状況です。

**友成特別支援教育課長** 聾学校の令和4年度の移転については、第三次特別支援教育推進計画に基づいています。

**麻生委員** 具体個別な説明を聞くと、ああなるほどなといつも思いますが、大分県に求められる人材育成という観点から、大分県の長期教育計画の部分で、それぞれの地域の人口動態を踏まえた上で、例えば、国東であれば環境土木科を設置したりとかも、ニーズがあるからということだったと思います。そういったことを県全体、県単位で考えたときに、私学もあるし、公立もある、あるいは国立もある中で総合的な方

向性——こういった分野の人材についてはどのような形でやっていくのか、これだけの人口減少社会になる中で、非接触、遠隔という新しい生活様式の中で、ICT教育とか今までにない新たな教育手法がある中で、部活動ができないとか、いろんな現実の問題もある中で、それをも超えるような課題抽出とか、解決策とかいう部分を新しい様式で見出していくしかないですが、そういったことについての議論を本来は教育委員がちゃんとそういう現場の課題を抽出されたものに対して、けんけんがくがくの議論をした上で素案としてここに出してくるという認識があるけど、何かそういうプロセスが全く見えないから、一体どうなっているのかなということを感じたので、そのことをまず指摘しておきたいと思います。教育長、何か考えがあれば。

**岡本教育長** 今、御指摘をいただきましたが、委員の皆さまにこういう形で付託申し上げる前提として、当然教育委員の皆さまには御相談し、了解いただいた状態で付託しているという実態を御承知いただければと思います。

**麻生委員** その辺、私が思うに、何かもう少し議会に対してもこういった論点で、こういった問題認識の下で、このような議論を教育委員がやっていたらという報告も随時あるといいかなと。そうすれば、それぞれの地域で暮らす皆さんの技術とか知恵をどう教育にいかしていくかという視点から、教育の原点のありようが論じられてくるのではないかなと思っているんで、ぜひそういう意識も持って取組をしていただくようにお願いします。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

第112号議案について、本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議があるので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**鴛海委員長** 挙手多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第113号議案について、本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第114号議案工事請負契約の変更について執行部の説明を求めます。

**山上教育財務課長** 第114号議案工事請負契約の変更について御説明します。

委員会資料の3ページを御覧ください。

予定価格5億円以上の工事契約については、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条により、議会の議決に付すこととされていることから、本工事の変更契約締結にあたりお諮りするものです。

当該議案については、令和4年度に開校するさくらの杜高等支援学校新築工事の変更契約です。

4の変更工事内容ですが、右の写真にあるように、当初推定した水量より試掘の際の水量が多かったことによるポンプ排水からシートパイル工法への変更や、給排水工事を伴う実習室厨房機器の追加、校舎近辺の防火措置等の追加です。

変更後の契約金額は10億3,535万1,900円で7,715万832円の増額です。工期に変更はありません。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第116号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第11号）のうち、教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**山上教育財務課長** 第116号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第11号）の教育委員会所管分について御説明します。

令和3年度補正予算に関する説明書では、45ページに記載していますが、説明は文教警察委員会資料でします。

資料の4ページをお開きください。

表の一番下、二重線で囲っていますが、教育委員会の補正予算額は、右から2列目の欄にあるとおり、766万4千円の増額です。

この結果、補正後の予算総額は、その右の欄にあるように1,134億120万2千円となります。

個別事業の説明については、右のページを御覧ください。新時代の学びを支えるICT活用推進事業です。

ICTを効果的に活用した授業改善を行うため、ICT教育サポーターを育成するプラットフォームを設置するものです。今年度から人材の確保に着手して、4年度の早期に県立学校にICT教育サポーターを派遣します。

なお、4年度末までの委託契約となるため、債務負担行為8,970万8千円をお願いしています。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**猿渡委員** ICT教育サポーターが子どもたちに直に接すると聞いています。教育的な観点を持って、この方たちも子どもたちに接していた

だかないといけないと思うので、その点の研修等をどのような形で行うのか教えてください。

**神崎教育デジタル改革室長** ICT教育サポーターについては、研修を約1か月間するようにしています。当然その採用にあたっては、面接等、受託業者とともに我々も一緒に面接に入った上で、人格とかスキルを見極めていこうと考えています。

当然学校に合う合わない階層が、例えば県立学校であれば特別支援学校、小学部から中学部、高等部とあり、高等学校であれば普通科、商業科などそれぞれあるので、それぞれに合う方を派遣していこうと考えているので、そこはしっかりやっていきたいと思っています。

**麻生委員** 昨日の総理の所信表明演説で、この学校教育のICTを含め、日本の海にありとあらゆる海底ケーブルを延ばし、学校現場でも使えるような、今までと違った新しい教育環境をつくるために努力するというので、3年以内にそれをやり上げるという表明がありました。そういったことを受け、先日もこの説明を聞いたときに、結局、委託業者に丸投げなのかと。発注に際してしっかりした仕様、問題認識を持って、イメージができる仕様で、具体的にどこをプラットフォームにするか、拠点をどこに置くのか、例えばソフトパークなのかとか、いくつか私は問いましたが、全くそれはこれからのことだというので、まだイメージが湧いていないのですが、そういう部分についてももう少し詳しくイメージできる説明をしていただければと思います。

**神崎教育デジタル改革室長** このプラットフォームですが、これは場所というより機能としてのプラットフォームです。当然支援員、サポーターの募集とか採用、研修を担いますし、学校と調整した上で、人員を週1回各学校に派遣するので、その辺の日程調整とか、ヘルプデスク業務と言って、電話での操作支援も担うので場所がここにないと悪いということではなく、勤務的には受託者と調整した上で、どこに設置をしてと——当然豊の国ハイパーネットワークを使うので、そことの接続とか、そういった場所

も含め協議して決めることになるかと思います。

**麻生委員** 私がさきほども申したように、例えば、ICT教育は体育の授業で使えないのかとか、ボールを使った団体競技とか、そういった部分にも使えるイメージ戦略と言うか、さきほど少子化で高等学校も部活動ができないこともあり得るから閉校になっていますが、これからの新しい時代は、人数が少なくてもそれぞれの地域でそういうICTを活用しながらいろんな教育をして、あるときに集まって団体競技としてもやっていけるぐらいのスキルとかレベルといったことを求められているのがICT教育と私はイメージ的に認識しています。それが新しいICT教育という部分になってくるのかなと、そういった部分までぜひ意識をし、準備して取り組んでほしいということをお願いしておきます。

**神崎教育デジタル改革室長** ありがとうございます。正にそういう活用を支援するためにこのサポーターを配置するので、全国の先進的な取組とかを教員に情報提供しながら、どのようにしたらそういった教育ができるかをしっかり支援していきたいと思っています。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があるのでこれを許します。

①から④について一括して報告を求めます。

**友成特別支援教育課長** 第三次大分県特別支援

教育推進計画について御報告します。

委員会資料の6ページをお開きください。

11月22日月曜日の県教育委員会会議において、第三次大分県特別支援教育推進計画の今後の方向性について協議を行ったので、その結果を御報告します。

まず、1の計画の期間についてです。現計画の期間は平成30年度から令和4年度までとなっており、基本計画である大分県長期教育計画とは策定時期や計画期間が異なっています。

これについては、県長期教育計画委員会委員からも、計画期間を合わせることを検討するよう御意見をいただきました。

そこで、(2)改訂案として、現計画の期間を令和6年度まで延長し、次期計画の開始を県長期教育計画にそろえたいと考えています。

次に、2の別府地区特別支援学校再編計画の方針についてです。

まず、(1)別府支援学校本校についてです。現計画では、本校を廃止し、分校である鶴見校、石垣原校を本校とする計画でしたが、病弱の生徒の急増を受け、昨年度行ったフォローアップ委員会から、本校の存続を含め再検討するよう御意見をいただきました。

そこで、イの改訂案です。別府支援学校本校については、病弱の児童生徒の受皿を確保するため、廃止せずに存続としたいと考えています。また、分校については、併設する病院との連携を進めるため、それぞれの病院を主治医とする児童生徒のうち、本人の希望を踏まえ通学生として受け入れる方向で検討を進めていきたいと考えています。

次に、(2)南石垣支援学校についてです。現計画では、校舎の建て替え等により十分な広さのある運動場、体育館を備えた学校へ整備する予定でしたが、9月に公布された特別支援学校設置基準に定められた運動場の面積を、現敷地内で満たすのは困難であることから、同じ別府市内にある別府羽室台高校跡地へ移転したいと考えています。

特別支援学校の再編整備については、県議会をはじめ、多くの方々の御支援と御協力をいた

だき、大分市内にさくらの杜高等支援学校を設置することができました。

別府地区においても、大分地区同様、子どもたちの教育環境の整備に取り組んでいきます。

**大和教育人事課長** 県教育委員会の障がい者雇用について御報告します。

委員会資料の7ページをお開きください。

障がい者雇用率の状況ですが、令和2年度は法定雇用率2.4%に対して2.47%と法定雇用率を達成しました。

令和3年度の法定雇用率については、昨年度の2.4%から2.5%に上昇しました。

今年度の採用の状況については、表にあるように、正規職員を5名、内訳は教員1名、事務4名を新たに採用しました。

また、非常勤職員については、県立学校と教育機関に計5名増員しました。

その結果、今年度の障がい者雇用率は2.61%となり、昨年度に引き続き、法定雇用率を達成することができました。

今後とも、正規職員等の採用を継続して行うなど、障がい者雇用の推進に向けて取り組んでいきます。

続いて、教職員の懲戒処分について御報告します。

委員会資料の8ページをお開きください。

大分市内の県立学校に勤務する53歳男性教諭を令和3年11月11日付けで、停職6月の処分としました。

事案の概要ですが、同教諭は令和3年5月30日16時30分頃、大分市内のホテルの一室において、動画撮影機能を起動させたスマートフォンを設置し、派遣型風俗店から派遣された女性の脱衣中の姿を盗撮し、また、過去にも、同被害女性に対して2回の盗撮を行っていたことが確認されたので、教育委員会として処分を行ったものです。

高度な倫理観を求められる教職員が、このようなあってはならない事件を起こし、深くおわび申し上げます。

今回の事案を受け、改めて全職員に対して綱紀粛正及び服務規律の保持を徹底するとともに、

服務研修を行うよう指示しました。また、県内の小中学校等にも市町村教育委員会を通じて、綱紀肅正及び服務規律の保持について通知しました。

**三浦高校教育課長** 大分県立佐伯鶴城高校における清掃活動中の転落事故について御報告します。

説明資料の9ページをお開きください。

事故は、令和3年12月3日8時35分、佐伯鶴城高校教室棟3階の選択教室において、朝の清掃の時間に2年生男子生徒が高さ約1メートルのロッカーの上に乗る、エアコンのフィルターを取り付ける際に転落したものです。

転落時に、後頭部を近くの椅子の背もたれ及び床に打ち付けたものとみられ、搬送先の佐伯市内の医療機関から由布市内の医療機関へドクターヘリで搬送され緊急手術を行いました。事故当日の12月3日に手術を終え、その後集中治療室で治療を継続しています。

各学校に対しては、当日のうちに、校内における児童生徒の事故防止の徹底について通知を行い、校内の施設・整備の安全確保に万全を期するよう注意喚起しました。今後は、本件事故の発生原因の究明、再発防止策の検討を行い、学校における事故防止の徹底に努めます。

**鷺海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**原田委員** 第三次大分県特別支援教育推進計画についてお尋ねします。

一般質問でも聞きましたが、これから大規模改修をしていくと言われていましたが、どこをどのようにやるか、分かっている範囲を教えてくださいなればと思います。

もう1点は、さきほどさくらの杜高等支援学校の話が出ましたが、新しい南石垣の移転先の羽室台高校はかなり敷地、教室等も空いているから、例えば、さくらの杜高等支援学校のように産業技術専門科を作っていくことも考えられないのかなと思いましたが、いかがでしょうか。2点お願いします。

**友成特別支援教育課長** まず1点目の羽室台高

校の点ですが、高等学校を特別支援学校という形に変えていかなければいけないので、当然いろんな施設整備を中で行っていく必要があると思います。

ですから、もちろん一つ一つの校舎の仕様からそういったところを改修していくことがメインになってくるかと思います。今のところ、現存校舎を改修して特別支援学校の生徒が不自由なく学習活動に使えるように整備していきたいと思っています。

それから、2点目のさくらの杜高等支援学校については、今はまだ、動き始めたばかりなので、これから3年間実績を積んで、その結果を踏まえて、今後必要があるか検討することもあるかと思っています。

**山上教育財務課長** 大規模改修については、今の羽室台高校の利用はそうですが、別府支援学校本校、鶴見校、それから石垣原校がこれまで方針が決まっていなかったもので、大規模改修の時期が少し遅れている実態があるので、早急に計画を立て、今後、それぞれの学校の改修を行っていくと。具体的にいつというのはまだ決まっていますが、ただ、道路が狭いので、いろいろ工夫しながらやっていかないと考えています。

**原田委員** 友成課長、ちょっと答弁が違って、羽室台高校に移転するときに産業技術専門科とかもできないかという質問です。

それと、山上課長に確認ですが、今の話で言うと、羽室台高校だけでなく、今の別府支援学校本校、また鶴見校、石垣原校も大規模改修するというのでいいですね。

**山上教育財務課長** あくまでも長寿命化していかないとはいけませんから、大規模改修しないと設備的に古くなっているので、早急に取りかかりたいと思います。

**友成特別支援教育課長** 今回、移転した場合は、基本的には高等部については普通科を設置する予定にしています。ただ、現状でも職業コースを作っており、職業教育に力を入れることは、一般就労を目指している子どもたちもいるので、そういった教育課程についてはきちんと工夫し

て取り組みたいと思います。

**原田委員** よく分かりました。産業技術専門科については、さくらの杜は始まったばかりですから、これからまた新しい南石垣支援学校でも設置できるかも含め、ぜひ御検討願いたいと思います。

大規模改修ですが、羽室台高校の跡地では今まで何年間かずっと空いていたから、外構含め、いろんな近所に迷惑をかけている実態とかあるから、その都度対応していただきましたが、そこを含めて全部またお願いしたいと思います。

それから、1点だけ言っておきたいのは、石垣原校は入院している子どもたちが病院等で授業を受ける場合、医療機器に電波干渉があるんでしょうね、Wi-Fiモデルが使えないので、セルラーモデルを使って授業をしている実態があったので、そういったことを含め、例えば、病院だからLANケーブルを引けるかどうか分からないですが、そういった医療機関と連携した改修の仕方もぜひまた工夫していただきたいと要望しておきます。

**猿渡委員** 同じ新学校の問題ですが、まず羽室台高校の跡地に移ることを決めるとき、いくつかの案があったのか、跡地のメリット、デメリットがあるかと思いますが、その点をどのように議論されたのか教えてください。

私は、一つは通学の安全の問題があると思います。新学校に自分で通う生徒さんもかなりいるのじゃないかと思いますが、羽室台高校に生徒が通っているときも、県道が狭くて自転車で通う生徒とかも非常に危ない状況が見受けられました。そういう通学の安全の問題をどう解決していくのか、かなりの配慮が必要だと思います。

それともう一つ、別府支援学校が精神のいろんな障がいを持った生徒が非常に増えているということで、大変御苦労されていると思います。そのとき、精神保健福祉士とか臨床心理士とか、そういう精神の専門家が必要じゃないかと思います。今も週に何回か行っているんですかね。現状も教えていただきたいですが、やはり正規で常に別府支援学校で関わる精神の専門家が必

要ではないかと私は考えます。その点、今後ぜひ考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**友成特別支援教育課長** それでは、1点目の移転に際してですが、9月に設置基準が示され、運動場が3,600平方メートル必要で、まず設置基準を満たす運動場、それから十分な広さの体育館の確保、これは計画書にも示されています。そういうことはもちろんですが、今現状として、登下校の際に運動場自体が駐車場となって本当に混雑している状況があるから、運動場をきちんと確保した上で、スクールバス乗降スペースとか保護者の送迎スペース、放課後デイサービスの送迎スペース、あるいは教職員の駐車場をきちんと確保していく。そういったことで運動場ときちんとすみ分けることが必要だと考えました。

また、移転となれば、これまで以上に学校における教育活動の充実が求められるので、普通教室はもちろん、作業学習や自立活動室の十分な確保、そのような視点からも検討しました。

さらに、児童生徒の安全面の確保、利便性、そういったいろんな面から検討した結果、羽室台がいいのではないかとこの選択をしています。

もちろん、これまで委員が言われるとおり、南石垣支援学校は非常に利便性の良い場所にあるのは承知しています。羽室台ですから若干遠くなります。そういった安全に登下校ができるためには、今後どうするといったのか検討したいと思います。

それから、別府支援学校について、県内の特別支援学校に専門家の派遣ということで予算を取って専門家の指導を受けるようにしています。これについては、今後、増やしていかなければいけないのか、現状のままでいいのか、学校によって違いがあるのかを実績も踏まえて調査したいと思います。

**猿渡委員** 専門家を派遣しているということですが、どのくらいの頻度で行っているのか教えてください。

**友成特別支援教育課長** 今のところ年間9回分の予算を取っています。

**猿渡委員** 年間9回ではとても足りないと思います。私は別府支援学校に常にいる専門家が必要じゃないかと思います。ぜひ今後に向けて改善が必要だと考えるのでよろしくお願いします。

あわせて、私は以前、山の手中学校跡地に移転を希望されている声も聞いていることを申したことがあります。山の手中学校跡地利用についての公聴会があって、近隣の自治会の方などが見えている場所に参加しましたが、あの場所は戦前から学校があったと。ぜひ大きく形態を変えないでほしいという声はかなりあって、やはり学校的なものがいいという声も多かったので、私も個人的に山の手中学校跡地がどうかという思いがありました。県として何らかの形で、例えば、温泉博物館的なものとか科学博物館が大分県にないので、そういうものもどうかという声もありました。そういういろんな声が地域の中であったので、そういうことも考えられないのか、地域の皆さんの声を伝えておきます。私も温泉科学博物館的なもの、利便もいいし、駅にも近いし、そういうものができないかという思いも持っています。要望として伝えておきます。

**小嶋委員** 何点か伺います。初めに、教職員の懲戒処分についてです。

一つ目は、興味本位で聞くわけじゃないですが、発覚の経緯について。それから停職6月となっていますが、停職6月が明けると、また再度辞令を出すことになると思いますが、再配置は同じ学校にするのか、それとも違った形での活用にするのが二つ目です。

それから、佐伯鶴城高校の清掃活動の転落事故ですが、以前、中津でもほぼ同様の事故があったのを記憶しています。中津だったと思いますね。高いところから落ちたことで、この子は亡くなったんじゃないかな。

それで、伺いたいのは、エアコンのメンテについてはフィルターの取替えをしていたんだろうと思いますが、これは子どもたちの清掃の範囲に入っているのか、そこを伺いたいと思うし、容体ですね、今、治療中ですが、命に別状はないか、分かっていたら教えてください。

**大和教育人事課長** 不祥事の発覚の経緯について説明します。

当該職員が盗撮しているところを派遣された女性が気付き、派遣した会社の従業員を呼びました。さらに、その従業員が警察を呼んで、警察が現場に駆けつけ、現場で取調べを受けたという状況です。さらに、その後、警察署に職員は同行し、さらに取調べを受けたという状況です。

そして、もう1点の停職処分後の状況ですが、今回、事案発覚後は当然ですが、学校に勤務させられないということで他の機関で研修を行っており、この処分が明けた後は、教育上の効果等も考えながら慎重に考えていきたいと思えます。

**三浦高校教育課長** 平成26年2月5日に中津南高校で生徒が清掃中に4階から転落した事故が当時あり、そのときは生徒は亡くなったという事案です。

それから、エアコンのメンテナンスですが、各学校で清掃活動の中で清掃している学校もあるので、一律にどうしなきゃいけないという規定はありません。生徒の清掃活動を指導する中で今回の事故は起こったことですが、各学校で学校長がその活動の中に取り入れるか判断しています。

それから、生徒の状況ですが、3日に手術が無事終了しました。ただ、その後、しばらく時間を置かないとまだよく分からない部分があるので、現在、そのまま治療を継続しており、それ以上でもそれ以下でもないため、しばらく様子を見るという状況になっています。

**岡本教育長** 補足します。命に別状はありません。

**小嶋委員** 懲戒処分については分かりました。教育上、非常にあるまじき姿勢の教員であり、その事実は社会的に多分消えないと思うので、再活用については、十分検討して再任命していただきたいと思えます。

それから、学校の転落事故については、もうこの機会に、こうして10年以内に2回、今回は亡くなっていないし、回復を祈るばかりです

が、やはり高校生が命を落とすような高所作業は、学校長と話をして統一的に禁止するか、クレーナのメンテナンスなどについては高いところにあるから、専門家に任せるのが私は正しい選択じゃないかと思えます。また同じことが恐らく出てくるのじゃないかと。

ただ、学校によっていろいろあるとすれば、そこは何らかの形でガイドラインを作り、脚立か何かをきちっとした上で万全の体制を取るのであれば、それはそれで高校生ともなれば、そういう技術等もあるでしょうから、それをいかに意味ではそういう格好にするのが正しい選択じゃないかと思うので、ここは要望しておきます。

**猿渡委員** 懲戒処分についてですが、わいせつな行為をした教員が6か月後に学校現場に戻るのにはよくないと思えます。生活や更生の権利もあります。やはりそれよりも子どもたちの尊厳とか権利とか発達を守ることを優先しなければならぬと思えます。また、わいせつ行為をする者は再犯の可能性、再犯率が高いとも言われているし、やはり犯罪を誘発する環境に置くべきではないと思えます。その点、ぜひ本人の生活は別の形で、子どもに関わらない場所で保障することが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

**大和教育人事課長** 当該職員の処分明けの配置については、慎重に検討したいと考えています。そして、当該職員は聴取を行う中で、これまで職場で行ってきた研修については十分認識していたが、自分のこととして捉えられていなかったという言葉もありました。

再発防止ですが、職員一人一人に不祥事を起こした場合、どのような問題・影響が生じるのかを自分のこととして考えさせ、どういう影響があるかをしっかり想像させることが重要だと思っている。今回改めて各学校長に対してそのような研修を行うよう指示しました。

**麻生委員** 報告①の特別支援教育推進計画についてですが、場所や環境を見直していく部分は、しっかりやっていく必要があると認識していますが、この際、やはり今ある制度の中で、もう

一度じっくり見直しておく必要があることを痛感しました。

例えば、学校医、あるいは学校薬剤師や学校歯科医の役割と教職員とか、さきほど来、話も出ている専門家との連携のありようが一般の学校より、そういった学校、今申したような位置付けの方は役割がもっと重いと思えます。報酬も生徒数によって決められているのか、その辺の状況、一般学校との比較という部分を含め、どうなっているかをちょっと確認させてください。

それとあわせて、病弱児童や生徒が大変多いですから、その中で、さきほど話の出ている、子どもたちのそれぞれの主治医と学校医の関係性とか情報共有、学校現場の先生方との情報共有がどのような形で明文化されているかという部分についても説明をお願いします。

**友成特別支援教育課長** 麻生委員が御指摘のとおり、医療連携は非常に重要なことと認識しています。

特に学校医でない主治医がいる生徒については、場合によってはケース会議等を持ちながら、子どもの支援の仕方を検討していたりしているところもあり、特に医療的ケアのいる子どももいるので、そういったことで十分連携し、子どもが安全にやっていけるように決めていかなければいけないと思えます。

御指摘のとおり、主治医と学校医との連携はまだまだこれから取り組んでいかなければいけないことだと思っているので、今後、いろんな再編整備をやっていく中で、つつい設備とか施設のことに目を向けがちですが、そういったところも御意見いただいたように、十分踏まえながら、より良い環境づくりを進めていければと思っています。

**大和教育人事課長** 特別支援学校に勤務する職員の手当について御説明します。

特殊勤務手当として、特別支援学校に勤務する教育職員以外の職員が、児童又は生徒の介護業務に従事したときには、日額250円が支給されます。

**麻生委員** 一般の学校と特別支援学校の学校医

とか学校薬剤師とか、特別職の報酬があるじゃないですか、それは一緒なの。

一般の学校も特別支援学校の学校医とか学校薬剤師、あるいは学校歯科医も、現状は多分一緒だと思いますが、ただ、実態は専任とかいろんな部分でどうあるべきか、あるいは余りそこまで言う、なり手がなくなるという現実もあります。教職員と、そういった方々が情報を認識して意識レベルをもっと高めておく必要があると思います。

あわせて、個々の主治医との連携をしっかりやっていかなければ死亡事故が起こったり、いろんなことも起こっています。その反省に基づき、これまで具体的な改善の明文化とか、あるいは推進計画の中に盛り込んできているものと認識していたので、あえて聞いたような次第で、現実としてそこまでいっていないことが分かったので、これは重く受け止め、改善を求めておきます。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

**平岩委員外議員** さくらの杜高等支援学校校舎の養生シートが撤去され、その中に桜のマークがきれいに浮かび上がって、私は毎朝それを見ながら、この世知辛い世の中で一筋の光が見えるような気持ちになってきており、本当に期待しています。

さきほど猿渡委員が言われた南石垣支援学校移転のことですが、私は羽室台高校の跡地というのが新聞で出たとき、正直本当に遠いと思ったんですね。今、自力で通学している子どもたちがまた厳しくなるかなと思ったりしたので、本当に私も山の手中学校跡地を使えばいいのと思いました。ただ、山の手は市の管轄で、羽室台は県の管轄で、そこが難しかったのかなと思います。もう少し近ければよかったなと思いました。それは思いです。

1点聞きたいのですが、さきほど鶴城高校の2年生の転落の事故で、命に別状はないと聞いてほっとしていますが、意識は今あるのか、こ

ちらのことが分かるのか、その辺も全然分からないですか。

**三浦高校教育課長** 手術の後生徒には、実際に接触できない状況で、完全看護の中で今治療が行われていると。保護者の面会もままならない状況が続いているので、意識レベルがどのくらいあるのかとかないのかとか、その辺の詳細についてはまだ把握できていない状況です。

**平岩委員外議員** ありがとうございます。私も学校に勤めているとき、クラスの子どもが事故に遭って、ICUに入り、本当に生きるか死ぬかということを経験しましたが、そのときに耳は聞こえているから、とにかく耳から音を入れようと思って、看護師さんに頼んで、クラスの子どもの声とか音楽とかいっぱい枕元に聞かせました。それがよかったのか分からないですが、何か月か後には意識が戻り、高次脳機能障害は残りましたが、今元気にしています。

私はそういう事故が起きたときに、いつもその学校に電話して、耳からとにかく情報を入れてくださいと。舞鶴高校で通学の途中に事故に遭った少女とか、湯布院で横断中に車にはねられた人とか、別府の北中で転落した子どもとか、みんなそうやってお知らせし、校長先生たちがそうやってみますと言ってやったら、本当にみんな元気になっているので、もし機会があったら、耳から情報を、とにかく好きなことを、音楽を入れてあげるのも一つの方法かなと思うので、ここで言わせていただきました。お願いします。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**小嶋委員** 三浦高校教育課長にお願いですが、今朝、私が交通安全指導で出ていたら、高校2年生かな、1年生か、自転車通学の子が左折しようとした車とぶつかり、大きくバウンドして落ちて、救急車は呼びましたが命に別状はないし、意識もありました。ただ、救急車の中でいろいろして、運ばれたかは確認せずに私は帰っ

たんですが、幸いヘルメットはしていたので、ああ良かったなと思いましたが、毎日見ていると、ヘルメットをしていない子が幾人かいます。それとヘルメットの顎ひもの締めが弱い子がいます。今日の子はしっかり締めていたけど今日のような事故だったら、そのヘルメットは多分飛ぶと思います。ここは年末にかけ、あるいは年明け、学年の最終期に入っていきにあたり、交通事情の状況に鑑み、高校生に注意していただくことを、お触れを回していただくという言い方がいいか分かりませんが、そこはぜひ実施いただきたいということと、高校生の信号無視が結構多いです。右から車が来ようと、自分の前の信号は赤だけど、そのまま左折をしていって、車とぶつかりそうになる子が、結構見当たります。私が見るところは上野丘高校とか東明高校とか、比較的南側、西側にある学校で、舞鶴高校とか鶴崎工業高校とか、あっちの方は分かりませんが、多分大分市内で、高校生が交通混雑の中で行き来しているときは危険な状態がそれぞれあると思うので、交通安全週間も始まったので、ぜひここは改めて高校生に、せめて信号の見方とか、赤信号のときはきちっと止まるという基本的なところを再教育していただきたい。委員会の中で警察の皆さんにもそういうことをお願いはしていますが、ここは高校生の命を守るということ、いろいろ事故もあっているんで、ぜひ御留意をお願いし、出せるものならお触れを出していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

**養田学校安全・安心支援課長** ありがとうございます。自転車の交通安全で、ヘルメットについては義務化しましたが、一部で未着用が見られるということで、小嶋委員も御指摘の顎ひもについても、私ども実態調査をし、その結果を通知しました。

あと、信号無視とか、並進とか、スマホとか、県警から、いわゆるイエローカードを出した件数とかを学校別にもらっており、その都度注意喚起を学校にはしていますが、まだまだそういう実態があるので、委員の御指摘を受け、またしっかり対応していきたいと思っています。

**猿渡委員** さきほどの特別支援学校の話と関連しますが、一つは、特別支援学級の問題で、小学校のときに特別支援学級に通っていたが、中学に進級するときに進学先の学校に特別支援学級がないと、ほかの遠くの学校に行ったり、普通のクラスで過ごしたりせざるを得ない状況があるということで、不登校になってしまった子どももいると聞いています。ですから、できるだけ進学する際に特別支援学級が必要な場合は、特別支援学級に通えるようにしなければならぬと思いますが、その点どうでしょうかというのが1点です。

もう1点が、食事の摂食指導の手引を死亡事故の後、大分県は作っていますが、これは9ページの内容で、ホッチキスで止まるぐらいです。茨城県のを私、インターネットで取りましたが、88ページあり、非常に充実しています。大分県のは、その子その子に応じてのことは専門家に相談してくださいと書いていますが、茨城県のは、こういう子どもにはこういう姿勢で食べさせたらいい、椅子とかクッションチェアとか、用具とか、いろんなものがあるから、こういう場合にはこういうものを使いましょうということが非常に具体的に載っています。

大分県の手引では、専門家に相談してくださいだったら手引はいらぬんじゃないのと思うぐらいの内容です。だから、この茨城県のものに学んで、具体的にさらに充実し改訂していかしていくようにしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

**大和教育人事課長** 特別支援学級の学級編制基準ですが、国の標準法で、小中学校ともに8人と規定されており、本県の基準も同様です。本県においては、進学先の中学校に特別支援学級が設置されていない場合とか、近隣に特別支援学級を設置する学校がない場合などは、1人であっても新設を認めている状況もあります。

県の学級編制基準の行き先には国の配分定数の充実が不可欠なので、これまでも国に対して要望しており、引き続き全国都道府県教育長協議会を通じて要望していきたいと考えています。  
**友成特別支援教育課長** 摂食指導の手引について

ては、今年度、再度摂食指導の手引検討委員会を設置して改訂版を今作っている途中です。今年度末の改定を目指し、今、各学校でいろんな取組を行っているので、そういった事例も入れていたり、さらに具体化を図るという視点で作っている最中で、全力をあげて今やっています。

**猿渡委員** 特別支援学級のこと、今も1人でも新設を認めていると言われたし、これまでもそういう答弁があったと思いますが、現実には、例えば3人いても、今度上がる中学に特別支援学級がないから、ほかの学校に行かなきゃいけないということが起こっていると聞いているので、やはり友達関係も変わってしまったりするし、地域の学校に通えるよう、しっかり特別支援学級を新設いただくよう重ねて求めます。

それと、摂食の手引の改定の作業を今進めているということで、ありがとうございます。

その検討委員会には専門家が入っていますか。  
**友成特別支援教育課長** もちろん摂食の専門家も入っており、学識経験者、大学の教授も入れて進めています。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかにないようですので、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

執行部が入れ替わるので、10分休憩します。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

**鴛海委員長** これより、警察本部関係の審査を行います。

本日は、委員外議員として守永議員、平岩議員に出席いただいています。

まず、総務企画委員会から合議のあった議案について審査を行います。

それでは、第106号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

**松田警察本部長** 警察本部長の松田です。初めに、私から一言御挨拶申し上げます。

令和3年も残すところ、あと僅かとなりました。

文教警察委員の皆さまには、今年1年大変お世話になりました。本年も新型コロナウイルス感染症の拡大により、非常に厳しい中での職務執行でしたが、日本一安全な大分を実現するため、職員一丸となって諸活動を推進しました。来年には、第45回全国育樹祭の開催も決定しており、県警察としては、警備諸対策等に万全を期す所存です。

鴛海委員長をはじめ、委員の皆さまにおかれては、引き続き県警察への御支援を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会では、合議議案件1件、付託案件1件、付託外案件2件について御審査いただき、その後、諸般の報告として、令和4年大分県警察年頭視閲式の開催、運転免許試験場における試験日程の変更、この2件について、担当部長から説明させていただくので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**芦刈生活安全部長** 第106号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、警察に関係する箇所を御説明します。

お手元の資料の1ページ、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴う手数料の新設等についてを御覧ください。

今回の改正は、銃砲刀剣類関係事務手数料についてです。近年、クロスボウを使用した凶悪事件が相次いで発生したことを受け、銃砲や刀剣類に加え、クロスボウについても規制する必要が生じたことから、銃砲刀剣類所持等取締法が改正され、クロスボウの所持が許可制になりました。これを受け、資料左側の中ほどにある1のクロスボウ関係事務に係る手数料のとおり、クロスボウの所持許可等に係る手数料を設定します。

主な項目としては、クロスボウを所持する際に必要となる所持許可申請、最初の申請以降3年ごとに行う更新申請、そして所持許可申請の際に必須の講習などの手数料について、国の標準政令と同額にて設定します。

また、これに伴い資料右側の中ほどにある2の猟銃又は空気銃関係手続に係る手数料についても、標準政令において、クロスボウ所持許可

等に係る手数料と同額とされていることから、標準政令と同額とする改正を行います。

これまで本県は、有害鳥獣駆除要員確保の観点から、標準政令よりも低く手数料を設定していましたが、今回の改正により、単価の整合を図る必要があることから、増額改定します。

ただし、知事部局において、有害鳥獣による農業被害の拡大防止に引き続き取り組むため、有害鳥獣駆除等の所持目的に限り、所持許可申請手数料等を3年間、従前の額とする経過措置を設けます。

施行日は、改正銃刀法の施行の日となる令和4年3月15日です。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。第115号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正についてですが、本案については、土木建築委員会に合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**森實警務部長** 議案書の22ページをお開きください。

第115号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について御説明します。県下15警察署の管轄区域については、警察署

の名称、位置及び管轄区域条例において、警察署ごとに管轄する市町村名を規定しており、大分市内を管轄する大分中央、大分東、大分南の3警察署については管轄する町名や大字名等まで規定しています。

今回の改正は、大分市が新たな町名を施行することに伴うものであり、大分市大字勢家や大字光吉等の各区域の一部が、それぞれ大分市新川西1丁目や、ふじが丘北1丁目などとして画されることから、大分中央警察署及び大分南警察署の管轄区域の名称を一部改正するものです。

なお、改正による各警察署の管轄区域自体の変更はありません。

また、新たな町名が施行される区域内にある県営城南住宅についても、位置の表示が変更されることから、県の土木建築部が所管する大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の改正も行うこととしています。

これについては、土木建築部が常任委員会の場で御説明の上、議案を御審議いただくこととなっています。

改正にかかる具体的な区域等については、資料の2ページ警察署の管轄区域の改正及び県営住宅の位置表示の変更についてを御覧ください。

改正条例の施行期日は、町名変更の実施日である令和4年1月8日です。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

なお、本案について土木建築委員会の回答は、原案のとおり可決すべきものと決することとあります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案は、原案

のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。今回は、陳情が2件です。一括して、執行部の意見を求めます。

**芦刈生活安全部長** それでは、陳情33テクノロジー犯罪への理解と法整備及び被害者救済について、陳情34嫌がらせ犯罪への理解と法整備及び被害者救済について一括して説明します。

お手元の陳情文書表の1ページから4ページを御覧ください。

まず、テクノロジー犯罪についてですが、明確な法文上の定義はなく、陳情趣旨には、特定個人に対し見えない媒体を用いて遠隔から攻撃する犯罪と記載していますが、警察が認知した各種事案に対しては、法と証拠に基づき、適切に対処することとしています。

次に、嫌がらせ犯罪についてですが、大分県迷惑行為防止条例をはじめ、各種法令を駆使して、嫌がらせ行為に対する取締活動を行っています。県警察は、日本一安全な大分の実現に向けて、県警の総力をあげて各種施策に取り組んでおり、今後も、県民の立場に立って、犯罪被害の防止及び被害者支援に努めていきます。

県警察としては、この2件の陳情に対する意見は、特段ありません。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これらの陳情について、委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**麻生委員** テクノロジー犯罪とか嫌がらせ犯罪の認知状況と言うか、大分県の実情はどうなっているのか、あるいは傾向とかあれば。最近、何かテクノロジー犯罪についても、大分県警なんか頑張って検挙していた記憶がありますが、ちょっと自慢してもいいのじゃないかと思って。

**芦刈生活安全部長** テクノロジー犯罪、さきほど説明しましたが、法務省の規定は特にないです。サイバーの事件とか、そういうものについてはサイバー犯罪対策課で対応し、事件をしっかり検挙している状況です。

それから、嫌がらせ犯罪は、迷惑防止条例とか、そういうものになりますが、それについて

は、今年になって4件検挙しています。

**麻生委員** テクノロジー犯罪と特殊詐欺という境界線はないですか。その辺の違いが分からないから、ちょっと教えてください。

**芦刈生活安全部長** テクノロジー犯罪自体が、さきほども言いましたが、法務省の規定がないです。特殊詐欺については、媒体として携帯電話の内容とかパソコンの中にウイルスを仕込んでとかいろいろありますが、その二つのすみ分けについては、テクノロジー犯罪自体がはっきりしていない。サイバーと言うか、電子機器を使っていろんな攻撃をしたりというのがサイバーになります。振り込め詐欺は、だます行為としてそういう機器を利用するといった形にすみ分けできるかと思っています。

**原田委員** 聞いていてますます分からなくなりましたが、簡単には、この人の言っているテクノロジー犯罪は、よく分からないことを言っているというイメージなのかと思いましたが、この人って、もしかしたら全国的に同じような陳情を出しているのかなと思いましたが、いかがですか。

**芦刈生活安全部長** 各県に対して同様の陳情を出していることは承知しています。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 以上で付託外案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があるのでこれを許します。①と②について、一括して報告を求めます。

**森實警務部長** 令和4年大分県警察年頭視閲式の開催について御説明します。

資料の3ページを御覧ください。

開催日時は、令和4年1月22日土曜日午後2時から午後4時までです。

式典自体は午後3時に終了予定で、式典終了後、県民との交流の場として、希望される方には、警察車両等との記念撮影会を計画していま

す。場所は、大分市松岡にある大分県運転免許センターに隣接する交通機動隊の訓練場で行います。

例年、大分市萩原にある平和市民公園で実施していましたが、前年度はコロナの影響があり、警察学校において無観客で開催しました。

今年度は、現時点ではコロナの情勢も落ち着いているので、人数制限を行った上で観客を入れて開催する予定です。一般観覧については、来年度の採用予定者などを含めて約350名を予定しており、県警ホームページやラジオ・新聞等で広報の上、往復ハガキによる申込みをいただき、募集しています。

なお、応募者数が多い場合は、抽選させていただきます。

部隊編成については、前年度と同程度ですが、新たに警察学校の初任科生を主とした女性部隊を編成します。また、パトカーや白バイのほか、災害対策用車両・爆発物処理車など特殊車両の車両部隊も参加します。御来賓には、大分県議会文教警察委員会の委員長をはじめ、委員の皆さまの御出席をお願いする予定なので、よろしくをお願いします。

式次第は資料の4のとおりですが、(9)の展示訓練については、管区機動隊による治安警備訓練と交通機動隊による白バイ走行訓練を計画しています。

管区機動隊は、統率力と機動力に優れ、混乱した現場を早期に収束させる治安警備活動を行う部隊です。また、白バイ走行訓練は、今年の全国白バイ競技会において、第2位となった白バイ隊員らによる高い運転技術をいかした走行訓練を披露します。なお、荒天の場合は中止とします。

また、コロナ対策に万全を期して開催しますが、感染症の情勢等により、変更・中止する場合もあるので、御了承ください。

**三浦交通部長** 運転免許試験場における試験日程の変更について報告します。

現在、ほぼ毎日実施している免許試験ですが、受験者数の減少等試験環境の変化に伴い、試験日程を変更し、免許行政サービスの向上を図る

ものです。

お配りしてる資料の4ページ運転免許試験日程の一覧を御覧ください。

まずは学科試験について御説明します。少子化に伴い、運転免許試験場での学科受験者数は、平成23年から令和元年の8年間で、約4千名、22%減少しています。3月などの繁忙期には、1日に数百名が受験することもあります。年間の大半はコロナで半数にした定員128名の試験室で40名程度が受験している状況です。同じ試験会場で実施する限り、受験者が40名でも100名でも職員の業務負担には大差がないことから、これまで月曜日から金曜日までの週5回実施していた学科試験を、木曜日を除く週4回に変更し、1回の受験者数を増やすことで業務の合理化を推進していきます。

その効果としては、予約待ち期間が1か月以上に及んでいる外国免許から日本免許への切替業務や、これまで課題であった学科試験問題の精査をするための時間の確保に充てていく予定です。

なお、3月などの繁忙期には、これまでと同じく週5回の学科試験を実施していく予定です。

次に、技能試験について御説明します。運転免許試験場で行う、直接受験者の仮免や本免について、普通免許は年間に合計2千名程度が受験しますが、それ以外の免許種別については、年間数名と、極めて少数であるにもかかわらず、ほぼ毎日、技能試験を行っており、そのため常に技能試験官を待機させなければなりません。

そこで、受験者の多い普通免許の仮免試験は週4回、本免試験は週3回試験を実施し、その他の試験については免許種別ごとに曜日の指定と予約制を導入することで効率的な試験を推進していきます。

その効果として、農業大学校で行う農耕限定の大型特殊免許やけん引免許、自衛隊で行うカタピラ限定の出張試験が円滑に行えるようになるとともに、適正な試験には欠かせない試験コースや試験車の整備時間を確保することができるようになります。

加えて、部内的ではありますが、技能試験官の育成にも効果が期待されます。

今回の試験日程の導入を検討するにあたって、既に制度を導入している15県警と沖縄を除く九州6県警の合わせて21県警の実情を調査しましたが、いずれの県警も曜日指定に問題ないとのことでした。

また、今回の変更で最も影響のある県内自動車教習所等からの意見聴取を実施しましたが、各自動車教習所、指定自動車教習所協会及び免許事務委託を行っている交通安全協会においても、このたびの日程変更について同意を得ています。さらに、免許センターに試験を受けに来た受験者546名に対して無記名アンケートを実施した結果でも、97%の受験者が試験日程の変更没有问题と回答するなど、受験者からも一定の理解を得たものと考えています。

今回の変更は、令和4年1月4日火曜日から実施する予定です。

現在、県警ホームページ等で県民への周知を行うとともに、各自動車教習所等へも周知を行っています。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**猿渡委員** 横断歩道とか停止線とかが薄くなっていて、要望しながら改善していただいているのですが、先日ある方から、もう1年ぐらい前にこの停止線を自治会を通してお願いしているはずだけど、まだ改善されていないと言われ、別府警察署に行きました。

それで、自治会から要望が出ています。今、その準備、段取りをしているところですよという話でしたが、それをまた言われた方にお返事しました。ええっ、もう1年ぐらいたっているけ

どとおっしゃって、その方の感覚で1年とおっしゃっているのかもしれませんが、要望してからかなり時間がかかると、市民的にはそういう感覚ですよ。なので、なるべく早く要望に応えられるようにしていただきたいと思いますが、安全に関わる問題なので、その点どうでしょうか。

**三浦交通部長** 標識、標示、信号機に関しては、自治会長からの要望で、一応ルールがあり、市町村等が上がって、警察署に直接来られても結構ですが、当然その要望を吸い上げ、優先順位を決めます。

ちなみに、もう喫緊にしなければいけない、横断歩道が90%消えているという話をすれば、直接即対応していくこととなりますが、御案内のとおり、4年ほど前ですか、おもてなし予算2億数千万円で、ワールドカップを見据えて、付近の消えかかっている横断歩道を引いてきましたが、今年からは思いやり予算ということで、年間8千万円ほどいただいており、そのうちの6千万円を横断歩道に充てています。年間、通常予算の4千万円で1,800本ほど引くことができるので、7年で更新していけば回る状況に今あるので、委員がおっしゃるところがどこか、要望してからどのくらいたっているかちょっと分からないですが、何かの形で遅れている可能性もあるし、そうでなければ、もう間もなくとは思いますが、そういう形で迷惑がかからないよう、安全な横断歩道を引いていっている状況です。

**猿渡委員** よろしくお願ひします。

**吉村副委員長** いろんな取締りをしてくれという声もかかると思います。逆に取り締まるなどという声もあると思いますが、道路の信号無視とかにおいて、取締りがしにくい場所も当然あると思います。どこに車を止めさせるんだとかいう部分で、この路線では取締りそのものがしにくいという声も交番から伺ったことがあります。中には小学生、中学生、高校生等の通学路において信号無視が多いという話も伺っています。

実際に私もよく目にする路線ですが、そうい

った部分での対応を交番だけでは難しい場合は、ぜひとも本庁でも協力して、白バイ等を使いながらやっていただいた方がいいのかなと、大きな事故が起こる前にそういった取締りはしっかり行っていただいた方がいいのかなと思っ

るので、これは意見として受け止めていただければ大丈夫です。  
1点お伺いしたいのが、実は昨日、ある中学校の近辺を、パトカーが多分違反車両を追い掛けているのだと思いますが、相当追いかけていました。ちょうど登下校中だったので、恐らくいろいろ適切にやっているとは思いますが、中学生とかが登下校中、その真横をパトカーと違反車両が逃げている様子があったので、これは果たして大丈夫なのか、ちょっと考えを伺えればと思います。

**三浦交通部長** 違反車両の追尾追走のときは、当然通信司令室に違反車両を今から追尾ということで、本部も通信司令室も一緒になって安全を確認し、絶対事故を起こさない体制を取ってやっています。

ただ、今、委員が言われた学生の通学路のすぐ横をとというのは、私もその責任者として、指導徹底しなければいけないと思います。一応そういう体制を取っているのですが、パトカー、白バイが緊急走行するときも、通信司令室から一呼吸置いてと、そういう無線も入れ、安全を確認して職務執行させるようにしています。

**吉村副委員長** ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

やはり興味のある年代なので、その音を聞いた瞬間に関係ない生徒まで走っていくと、追いかけるという状況もあり、これは本当にパトカーが気を付けていても、違反車両がちょっと運転をミスすれば、大ごとだという感じも非常に受けたので、そういった場所によってという部分もあるかもしれませんが、十分注意していただいている上で、また重ねてお願いできればと思います。ぜひよろしくをお願いします。

**平岩委員外議員** 今朝、テレビをつけていたら、札幌のモール街のある店で男性が暴れ、商品を全部投げ捨てて、警備員が駆けつけて、さすま

たで押さえましたが、なかなかちが明かなくて、10分後に警察が来て逮捕されたという件が出ていました。

最近、とても想像できない凶悪な事件が起きて、列車の中で人を刺して、火をつけてというようなこと、なぜと本当につらくなりますが、大分でそういうことは起きていないけど、こういうことが起きている時代を、とても難しいことですが、どう捉えておられるか。

それと、そういうことが起きたときにどう対処するのか。県警察が逮捕しました、今取調べをしています、本人が否認しているとか認めているとか、いろいろですが、その後の情報は裁判でも傍聴しない限り、なぜそんなことが起こったのかは私たち全然知る由がないです。今これだけ世の中がこんな事件が多くなって、それをまねてやろうみたいな、よくない人も出てきている状況で、本当に恐ろしいなと思うから、今の現状をどう捉えておられるか、もし考えがあったらお聞きします。

**芦刈生活安全部長** 事件の発生時の初動的な対応は、さきほどあったようにパトカーがまず現場に行き、その現場の犯人を取り押さえる。今、議員が言われたように、最近では想像もできない犯罪が確かに起こっています。

今日のショッピングモールの話ですが、朝方とか、そういうときに近くに交番がある、警察署があり、現場が近ければ、極力すぐ行って逮捕できる状況でしようが、なかなかそれが難しい。10分といえば、現場に行く時間としては非常に早かったのではないかなと。ショッピングモールなどは警備会社等が許可業務を持っています。やはり警備会社もいろんなところと連携を取っていて、ちゃんと手配をして、警棒等の武器を持っているので、一時的にはそこで対応はする。ただし、警察官のように逮捕権はなく、現行犯逮捕しかないのです。そういうところで日頃、警察官は当然こういう事案があるということで緊張感を持って勤務しています。いつ何があってもすぐ現場に行って被疑者を捕まえる。

もう一つは、被害者が出ないようにというこ

とで、そういう配慮をしながら被疑者の検挙に向かう訓練をしています。

それから、列車の関係ですが、京王線とか小田急、それから九州新幹線でもありましたが、ああいう事例があります。国土交通省からも鉄道各社にいろんな指示が出ていますが、大分県は今年はJRの各駅と連携しながら、こういったことが起きたときの対応について、鉄道警察隊が、実際に付近のパトカーも含め、訓練を行っています。JR大分駅、それから今月中津と別府で、こういった事案の発生に伴う訓練をやって、こういうことが起きたときにどう対応するか、しっかり訓練し、それに対応していこうと思っています。

ただ、議員がおっしゃるとおり、どういうことが起こるか分からないので、世の中の情勢を見ながら、しっかり対処していく必要があると思います。

加えて、マスコミ報道を見て、それをまねるというのは、今までも過去にたくさんあった案件なので、もしそういうのが発生した場合には、類似的なものが起こることも予測しながら勤務していく必要があるかと思っています。

**松田警察本部長** 今の生活安全部長の答えに付け加え、こういういろんな事件が起きるのをどう考えるのか、非常に難しい話ですが、全体的な刑法犯の認知件数、社会的な情勢ということで申しますと、大分県は1年遅れて平成15年ですが、実は全国的に見て、平成14年をピークに刑法犯の認知件数はずっと下がってきており、総体的に治安はすごくよくなっていると言えます。大分県でいえば、ピーク時の平成15年に比べ、去年は約5分の1に刑法犯は減っている。ただ、議員がおっしゃるとおり、やはり社会的な注目を集める事件が一つ起きると、我々は体感治安と呼んでいます、安全と安心の面の安心の面が脅かされることがあります。

大きな事件があると、そういった不安を持つ方が多くなるということです。それについては、やはり警察としては、一つはきちっと検挙することですが、もう一つは、きちっとその事件についての情報発信をしていくこと。

もちろん、プライバシーや公判が控えていたり、捜査上の秘密があるので言えないこともありますが、それでもやはり安心のために必要な情報発信をしていくこと。

また、これも警察のみならず、そういった事件を通じて得られた、御指摘の事件が起きた、社会的な背景がもしあるのであれば、例えば、インターネットを利用した、さきほど出たような犯罪であれば、インターネットについてどう考えるか。

例えば、子どもが被害に遭うものであれば、児童虐待についてどう考えるのかとか、事件を通じてそういった社会全体、制度全体として取り組んでいくことが得られることがあれば、きちっとその辺は関係機関とも共有して還元し、対策をしていくことが大事ではないかと考えます。

**猿渡委員** 私、先日、性被害に遭った当事者、経験者の話を伺う機会があり、とても勉強になりました。その方の場合は、40年くらい前、子どものときの話で、当時よりも随分警察の対応やマスコミの対応も大きく変わってきていると思いますが、そういう性犯罪やDV問題に対しての研修はどのような形でやっているのでしょうか。当事者や専門家の話を聞くとか、いろんな形でされているかと思いますが、研修について教えてください。

**板井刑事部長** 今、委員から御指摘のあった性犯罪被害の関係ですが、殺人とか強盗とかと並んで、強制性交罪、いわゆる強姦罪は、非常に刑罰的にも重たく、重要犯罪と捉え、正に捜査に重点を置くのが総論です。その中で、現在、女性警察官も定員の1割を占めるようになっています。各警察署、捜査一課等で性犯罪捜査員を指定し、産婦人科の先生、警察庁とか、経験を有する者による女性警察官等の研修を、当然警察学校でも教養は随時しているし、それから警察署に配置されても、専科教養とあって、警察学校に女性警察官を集めて定期的に教養をし、実践的な教養も行っています。

その中で、先般、すみません、発出期日は忘れましたが、警察庁自体も全国的に非常に力を

入れ、指示が下りてきており、性犯罪の被害届の即時受理ということ。それから、もちろん臨床心理士、公認心理師等を含めてですが、たらい回しという表現がいいか分かりませんが、警察で聞く、病院で聞く、検察庁で聞くような、同じことを何回も聞けば、やはり被害に遭われた女性はPTSDも含め、非常に精神的なダメージを被るので、2点目としては2次被害の防止。

それと3点目が、今、大分とかであれば、すみれですかね、いろんなNPO法人とか、団体があります。こういうところにも協力を要請し、対応していくということで、これは多分と言ったら失礼ですが、警察のみならず、警察の事件を受けた検察庁も全て、今そういう性犯罪に対する教養、対応を取れるようになってきていると思います。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかにないようですので、これをもって、警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

委員の皆さまは、この後協議を行うので、このまま御着席願います。

〔委員外議員、警察本部退室〕

**鴛海委員長** これより、内部協議を行います。

閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県内所管事務調査についてです。行程表は先日通知しましたが、お手元に配付のとおりです。別行動となる場合は、この場で申出願います。

〔協議〕

**鴛海委員長** 今後、調整が必要な場合は、私に

一任いただきたいと思います。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別にないようですので、これをもって委員会を終わります。

お疲れさまでした。